

◆宮古市新規学卒者及びU・Iターン者等就業奨励金

◆宮古市高齢者雇用奨励金

＜目的＞

- ◆ 市内の若年者の雇用及び地元への定着促進、U・Iターン及び移住・定住促進のため、市内に住所を有しており、宮古公共職業安定所管内（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）の事業所に初めて就職し、離職せず12ヶ月間継続雇用された高卒者・大卒者等及びU・Iターン者に奨励金を交付する。
- ◆ 高齢化社会が進む中、経験、知識が豊富な65歳以上の高齢者の労働力を活かし、宮古管内産業の活性化を図るため、65歳以上の高齢者を新たに12ヶ月間継続雇用した宮古公共職業安定所管内事業所の事業主に奨励金を交付する。

事業内容

◆宮古市新規学卒者及びU・Iターン者等就業奨励金

対 象	① 新規高卒者等…市内に住所を有し、卒業後、宮古公共職業安定所管内事業所に初めて就職（常用雇用）した者（中卒含む） ② 新規大卒者等…市内に住所を有し、大学（短大含む）、高等専門学校、専門学校等を卒業後、宮古公共職業安定所管内事業所に初めて就職（常用雇用）した者 ③ U・Iターン者…市外に3年以上居住していた者で、宮古市に転入し、宮古公共職業安定所管内事業所に初めて就職（常用雇用）した者 ＊パート・アルバイト及び契約社員等で、試用期間等を経て常用雇用される者は対象
交付内容	1人につき 10万円 ※奨励金の交付は、同一者1回限りとする。 ※公務員、2親等以内の親族が経営する事業所に就職した者は、対象外
交付までの流れ	・就職後12ヶ月以内に市へ登録を行う。 ・離職せず12ヶ月経過した後に奨励金を請求する。

◆宮古市高齢者雇用奨励金

対 象	事業主…市内に住所を有する高齢者（65歳以上）を新たに雇用（週20時間以上。12ヶ月以上継続雇用）した事業所の事業主 ＊パート・アルバイト及び契約社員等で、試用期間等を経て常用雇用される者は対象
交付内容	雇用した高齢者1人につき 10万円 ※奨励金の交付は、同一者1回限りとする。
交付までの流れ	・就職後12ヶ月以内に市へ登録を行う。 ・離職せず12ヶ月雇用した後に奨励金を請求する。